

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案」  
に対する意見募集の結果について

．概要

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案」について、以下のとおり意見募集を行った。

( 1 ) 意見募集期間：平成17年4月26日（火）から平成17年5月26日（木）

( 2 ) 告知方法：環境省ホームページ及び記者発表

( 3 ) 意見提出方法：郵送又は電子メール

．ご意見の提出者数と内訳

事業者・団体 0名

個人・その他 1名

合計 1名（意見数：1件）

．ご意見に対する考え方

意見	意見に対する考え方
下水処理場において塩素処理された排水等が原因となり、ノリの養殖に被害が生じている。排水中の残留塩素に係る基準を策定すべき。	海洋汚染防止法は、廃棄物の海洋投入処分について規制するものであり、昨年5月に海洋投入処分の許可制を導入するなどの改正が行われています（平成16年法律第48号）。今回の海洋汚染防止法施行令の改正は、海洋汚染防止法の改正を受けて海域において排出することのできる水底土砂の基準等を定めるものであり、いただいたご意見は今回の意見募集とは直接の関係はないと考えますが、関係部局に配付いたします。